

# 埋蔵文化財発掘調査業務の民間調査組織等への委託に関する共通仕様書

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、熊本市文化財課（以下、「甲」という。）が調査主体となって記録保存のための発掘調査を実施するにあたり、業務委託契約を締結した民間調査組織等（以下、「乙」という。）が実施する発掘調査や報告書作成（以下、「本業務」という。）について、必要な事項を定めたものである。

2 契約書、本仕様書及び特記仕様書（以下、「契約図書」という。）は相互に補完し合うものとし、そのいずれかに定められている事項は、契約の履行を拘束し、本仕様書に明示していない事項について疑義が生じた場合、甲乙で協議のうえ決定するものとする。

3 第1項に規定する本業務は、測量業務（調査記録作業）及び土工業務（発掘作業）からなる。

4 本業務の実施にあたっては、契約図書及び甲の指示に基づくものとする。なお、業務遂行に支障が想定される場合は、乙は、甲が任命する発掘調査を監理する職員（以下、「監督員」という。）に確認して指示を受けなければならない。

5 本業務の設計については、土地に埋蔵された遺物や遺構を調査するものであることから、遺物の出土量や掘削土量等に増減が生じる可能性があるため、当初の設計は標準的な数量を示すものとする。

6 本業務における埋蔵文化財調査の調査主体は甲であり、乙は、甲の監理のもと、埋蔵文化財発掘調査業務を完遂するものとする。

(留意事項)

第2条 本業務は、文化財保護法に基づき、学術的な記録保存を行うことを目的とするものであるため、乙は当該目的を認識したうえで、考古学的手法及び観点に基づき、文化財の保護を目的とするものであることを十分認識し、作業中の損傷・紛失等の事故に留意して業務を行わなければならない。

(関連法令の遵守)

第3条 本業務の実施にあたっては、下記に列挙する各法令・基準及びその他関連する諸法規並びに条例等を遵守しなければならない。

- (1) 文化財保護法
- (2) 遺失物法
- (3) 労働基準法・労働安全衛生法をはじめとする労働関係法令
- (4) 熊本市埋蔵文化財発掘調査に係る労働安全衛生基準書
- (5) 九州地区埋蔵文化財発掘調査基準
- (6) 熊本市埋蔵文化財発掘調査各基準

(業務の着手と完了)

第4条 乙は、契約締結後、速やかに甲と協議のうえ、甲が指定する所定の書類を提出し、甲の了承を得たうえで業務に着手するものとする。

2 乙は、本業務が完了した場合、速やかに甲が指定する所定の書類及び成果品を提出し、甲の検査を受けるものとする。

(用語の定義)

第5条 本仕様書で用いる用語は以下のとおりとする。

[監督員] 甲の代表者の任命を受け、発掘調査・整理作業を監理する甲の職員であり、乙に対して書面又は口頭により発掘調査・整理作業に関する監理を日常的に行う。

[主任調査員] 甲が承認した乙の現場常駐職員の中で調査員を総括する職員。

[調査員] 甲が承認した乙の現場常駐職員の中で主に発掘調査を担当する職員。

[管理技師] 甲が承認した乙の職員の中で業務の管理を行う職員。

[実測技術者] 乙が雇用する、乙の発掘調査・整理作業業務にて測量及び実測等の記録作業に従事する職員。

[発掘作業員] 乙が雇用する、発掘作業に従事する者。

[整理作業員] 乙が雇用する、整理作業に従事する者。

(調査組織の判断基準)

第6条 乙は、埋蔵文化財発掘調査について十分な資質を有する主任調査員、調査員、管理技師及び実測技術者を常時雇用し、熊本市内に本店又は支店・営業所を持つ法人であること。

2 責任を持って発掘調査を遂行するため、相応の事務体制や財政基盤、施設等、十分な条件を満たしている組織であること。

3 計画されている発掘調査全体を適切に行い、完了させることができ、かつ発掘調査報告書を適切に作成できる専門的な能力を有している組織であること。

4 遺跡や出土品の保護を誠実に行い、成果を適切に評価できる組織であること。

5 過去に調査主体として発掘調査を行ったことがある場合、当該発掘調査の発掘調査報告書を適切に作成している組織であること。

6 過去5年間において、業務中に乙の責に帰すべき事由により重大なインシデントを起こしていないこと。

(主任調査員、調査員、管理技師、実測技術者)

第7条 主任調査員、調査員、管理技師、実測技術者の役割は以下のとおりとする。

(1) 主任調査員

本業務の専任とし、発掘調査期間中は発掘作業現場に常駐しなければならない。考古学の専門知識・調査技術の両面で、調査対象となる遺跡について、発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、作業全体を掌握して複数の調査員を指揮・監督し、発掘調査全工程を主体的かつ適切に進行させるものとする。

## (2) 調査員

本業務の専任とし、発掘調査期間中は発掘作業現場に常駐しなければならない。考古学の専門知識・調査技術の両面で、調査対象となる遺跡について、発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、主任調査員の指示に基づいて発掘調査現場の作業を掌握し、作業を適切に進行させるものとする。なお、整理作業においては必ずしも必要ではない。

## (3) 管理技師

契約図書等に基づき、業務の管理を行う。発掘作業に際して、安全管理・危険防止・機械掘削等の指揮・監督を行い、本業務の全工程を適切に進行させるものとする。

## (4) 実測技術者

考古学の専門知識・調査技術の両面で、調査対象となる遺跡について、主任調査員の指示に基づいて遺構・遺物実測等の図化作業を適切に進行させるものとする。

(主任調査員、調査員の交代等)

第8条 甲は、乙が調査を終了するまで調査の管理・運営を行う主任調査員及び調査員が交代することは原則認めない。もし、その必要が生じた場合は、乙は速やかに甲に報告し、甲が指定する所定の書類を提出したうえで、甲の承認を得るものとする。

2 主任調査員や調査員が不在となる場合は、乙は、その代理者を派遣しなければならない。その場合、乙は速やかに甲に報告し、承認を得るものとする。なお、代理が認められる期間は、おおむね1週間程度とする。

3 甲が乙の主任調査員及び調査員を不適格と判断した場合は、乙は、速やかに代替の主任調査員及び調査員を選任し、甲の承諾を得なければならない。

(発掘作業員・整理作業員)

第9条 発掘作業員・整理作業員は、乙が雇用し、管理するものとする。なお、本業務に係る乙と作業員との関係については、甲は一切の責任を負わない。

2 発掘作業員は、熊本市及び近隣市町在住者を雇用するものとする。

3 発掘作業員の賃金額は、甲が実施している他の発掘作業や整理作業での発掘作業員・整理作業員の賃金額を勘案し、適正な額となるよう努めなければならない。

(打ち合わせ等)

第10条 本業務を実施するにあたっては、甲乙で十分に打ち合わせを行い、安全で迅速、かつ正確な調査を行うことを心がけるものとする。

2 業務の方針や条件等に関する打ち合わせの内容は、乙が書面に記録し、その都度、甲に確認するものとする。

(諸手続)

第11条 当該業務遂行にあたり許可申請等の法的手続きが必要な場合は、乙が責任をもってこれを行うものとする。

2 関係機関との発掘調査実施に係る諸調整及び協議については、乙がこれを行うものとする。

(提出書類、協議等)

第12条 乙が甲に提出する書類は以下のものとする。

(1) 発掘作業業務着手前に提出するもの

- ・過去3年間分の熊本県内における埋蔵文化財発掘調査業務実績書
- ・埋蔵文化財発掘調査業務工程表
- ・埋蔵文化財発掘調査業務実施計画書(以下、「発掘調査実施計画書」という。)
- ・選任通知書
- ・選任調査員等の経歴書(以下、「経歴書」という。)
- ・選任調査員等の確認書(以下、「確認書」という。)
- ・その他、甲の指示するもの

(2) 発掘作業業務遂行中に提出するもの

- ・協議書
- ・発掘作業完了届
- ・その他、甲の指示するもの

(3) 整理作業着手前に提出するもの

- ・過去3年間分の整理作業及び報告書作成業務実績書
- ・埋蔵文化財整理作業業務工程表
- ・埋蔵文化財整理作業業務実施計画書(以下、「整理作業実施計画書」という。)
- ・選任通知書
- ・選任調査員等の経歴書(以下、「経歴書」という。)
- ・選任調査員等の確認書(以下、「確認書」という。)

(4) 業務完了後に提出するもの

- ・委託業務完了通知書
- ・成果品一式

2 乙は、発掘調査業務の実施に先立ち、甲に提出した発掘調査実施計画書に基づき、主任調査員・調査員・管理技師・実測技術者をそれぞれ選任しなければならない。

3 乙は、主任調査員・調査員・管理技師・実測技術者について、それぞれ「選任通知書」、「経歴書」(以上、様式任意)、健康保険証の写し及びその他業務に必要な資格の写し等の「確認書」を提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 主任調査員は、毎月1回以上、甲が指定する日時に監督員と工程及び作業内容等の協議を実施すること。

5 乙は、作業区分ごとに作業前、作業中、作業後の状況写真を撮影すること。

6 調査員及び発掘作業員の構成人数は、主任調査員1名に対して調査員は最大3名まで、調査員1名に対して作業員は15人程度とし、詳細は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

7 設計の変更は、正当な理由で必要がある場合、又は設計に示されていない作業若しく

は事項が発生した場合に行う。事前に甲乙で協議して定めるが、緊急を要する場合は事後速やかに甲の承認を得るものとする。

- 8 主任調査員・調査員は、発掘作業中において、監督員の発掘調査に関わる指示に従わなければならない。ただし、主任調査員・調査員が監督員に協議を申し入れることを妨げるものではない。
- 9 主任調査員は、発掘調査中に重要と思われる発見があった場合は、直ちに発掘作業を中止し、速やかに監督員に報告し指示を仰ぐこととする。また、その後のスケジュールについては甲乙で協議を行い、甲の了承を得て発掘作業を再開することとする。

(調査地等の管理)

第13条 契約締結後、甲の立ち会いのもと、乙が調査地、営繕用地、掘削土置き場及びその他必要な用地（以下、「対象地」とする。）を確認した日をもって対象地の管理は乙が行うものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の立場をもって対象地を維持・管理するものとする。
- 3 乙が対象地の現状復旧を完了し、甲がそれを承認した日の翌日から、対象地の管理は甲に移管されるものとする。

(再委託)

第14条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、次に掲げるものの再委託については、甲の承諾を必要としない。

- (1) 重機等のレンタル・リース
- (2) 空中写真撮影
- (3) 発掘機材等のレンタル・リース

2 乙は、一部業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対する適切な指導・管理を行い、本業務を実施しなければならない。なお、協力者が熊本市入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(安全確保等)

第15条 乙は、業務遂行にあたり「熊本市埋蔵文化財発掘調査に係る労働安全衛生基準書」他に従い、安全管理に十分な対策を講じて、作業を行うものとする。

- 2 乙は、この事業に従事する作業員等の雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令の定めるすべての責任を負わなければならない。
- 3 乙は、本業務関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 4 乙は、労働基準監督署、所轄警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 5 乙は、本業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう安全教育の徹底を図り、その指導・監督に努めなければならない。

- 6 乙は、本業務実施にあたり、盗難防止等の防犯対策を講じなければならない。
  - 7 乙は、作業用地等及びその周辺の、本業務に関連する箇所等への安全管理を目的とした環境整備について、監督員が指示した場合、これに協力しなければならない。
  - 8 乙は、本業務の実施にあたり、事故防止のため、以下の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
    - (1) 本業務に伴い伐採した草木等の処分については、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
    - (2) 指定場所以外での喫煙や火気の使用は、禁止しなければならない。
    - (3) 本業務に係る燃料及び薬品等の使用並びに保管に関しては、関係法令を遵守しなければならない。
  - 9 乙は、本業務の実施にあたっては、自然災害に対して常に被害を最小限にいとめるための防災体制を確立しておかななければならない。
  - 10 乙は、本業務実施中に事故等が発生した場合は、適切な処置をとり、直ちに監督員及び甲に報告するとともに、事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員からその措置について指示がある場合には、その指示に従わなければならない。
  - 11 乙は、対象地の管理を甲へ移管する際、甲の指示があった場合は、用地等への第三者の立入り等を防ぐための適切な処置をとらなければならない。
  - 12 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、乙は、措置を講じた場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
  - 13 甲は、天災等に伴い、成果物の品質及び履行期限の遵守に重大な影響があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとるよう指示することができるものとする。

(第三者への損害)
- 第16条 乙が本業務の遂行中に事故を起こし、第三者に損害を与えた場合は、全て乙が責任を持って解決するものとし、その経過を速やかに甲に報告しなければならない。

(機材等の使用)
- 第17条 本業務の作業に必要な道具及び材料等については、全て乙の負担とする。ただし、甲が様式を定めているものについては、これを使用するものとする。

(成果品)
- 第18条 成果品の納入日時及び場所については、甲乙で協議のうえ決定するものとする。

(検査)
- 第19条 本業務に関する検査は、甲の判断により随時行うものとし、必要な作業結果が得られているかを検査し、その場で指示を行うものとする。
- 2 遺構実測図面等の記録類の検査は、発掘現場が維持されている期間内に、監督員が主任調査員の立会のもと対象地で行うものとする。遺構実測図トレース図・遺物実測図・

遺物実測図トレース図については、適切な時期に監督員が主任調査員の立会のもと乙作業地で行うものとする。

- 3 乙は、甲が指示する検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。
- 4 出土品及び成果品の検査、納品に係る経費については、乙が負担するものとする。
- 5 検査で乙が必要な作業結果に適合していないと判断された場合、乙は速やかに訂正及び改善をしなければならない。なお、甲は、乙に対して、期限を定めて訂正及び改善の指示をすることができるものとする。
- 6 乙は、訂正及び改善の完了について甲に承認を受けなければならない。

(契約図書の遵守)

第20条 乙は、本業務について契約図書に記載する各事項を遵守し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

(履行期限の厳守)

第21条 乙は、委託期間内に作業を完了することを厳守しなければならない。ただし、甲が認める場合はその限りではない。

(守秘義務)

第22条 乙は、業務上知り得た個人情報を含むいかなる情報も甲の許可なく外部に漏らしてはならない。

(帰属、著作権)

第23条 調査で生じた記録一切の帰属及び著作権は甲にあり、本業務遂行中においても同様であるものとする。

(見学者への対応、現地説明会)

第24条 乙は、調査中に見学を希望する者や甲が実施する現地見学会等の教育普及活動に協力し、必要な作業と安全管理を行うこと。

2 報道機関等への対応は甲が行い、乙は、これに協力すること。

## 第2章 埋蔵文化財発掘調査一般

(管理・運営体制)

第25条 本業務における監督員1名に対する発掘調査の基本的な管理・運営体制は以下のとおりとする。

- (1) 主任調査員 1名
- (2) 調査員 1名 (調査区を複数に分割する場合や、作業員数が第12条に定めた基準を上回る場合はこの限りでない)
- (3) 管理技師 1名
- (4) 実測技術者 必要数

(作業日時)

第26条 作業日時は、甲が実施している他の発掘調査と同じ時間(8時30分から17

時15分、休憩時間12時から13時)を原則とする。ただし、諸事情から休日や時間外に作業を行う場合、乙は、監督員と協議するものとする。また、可能であれば午前と午後の作業中に15分程度の休息時間を設ける。

- 2 雨天等天候の都合により発掘作業を中止する場合は、主任調査員と監督員が協議して決定するものとする。

(休日)

第27条 発掘作業・整理作業の休業日は、以下のとおりとする。ただし、甲が指示する場合、この限りではない。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 祝祭日・年末年始
- (3) 特に甲が指定する日

(調査精度)

第28条 作業の精度は、甲が直営で行う精度と同等若しくはそれ以上の水準を有するものとする。

(作業指示の遵守)

第29条 遺構等の掘削及び出土遺物の取り上げ・管理は、発掘調査の最も重要な作業のひとつであるので、乙は監督員の指示を十分理解するとともに、雇用する発掘作業員に対してもその趣旨の周知を図り、発掘作業を実施するものとする。

(作業全般)

第30条 乙は、埋蔵文化財発掘調査の特性及び重要性を十分理解し、発掘作業員にもその趣旨の周知を徹底するとともに、掘削に際しては万全の注意を払うものとする。

- 2 掘削にあたっては、地質の硬軟及び地形の状況により、必要に応じて土止め工等の工法をもって施工しなければならない。
- 3 乙は、掘削中に遺物又は遺構を発見、又は土質若しくは土色の変化があった場合は、ただちに掘削を中断し、監督員に報告し指示を仰がなければならない。
- 4 乙は、掘削の終了した部分にみだりに立ち入らないよう発掘作業員に周知徹底しなければならない。
- 5 乙は、降雨その他作業に支障のある場合は、監督員に報告しなければならない。

(人力掘削)

第31条 人力掘削は、監督員からの指示を受けた後に着手するものとする。

- 2 人力掘削に従事する発掘作業員は、主任調査員及び調査員の指示に従って、適切に作業を実施するものとする。
- 3 人力掘削の実施にあたっては、作業の状況に応じてスコップや移植ごて等の道具を使い分けなければならない。また、遺構の検出が困難な場合は、検出作業を同一面において繰り返し行わなければならない。

(機械掘削)

第32条 掘削作業に使用する重機及び機材の準備、発掘作業員の手配及び雇用は、乙が行うものとする。

- 2 使用する重機はバックホウを標準とし、平ツメバケットにて遺構面や遺物包含層を乱さぬよう、監督員の指示のもと慎重に掘削するものとする。また、重機の使用が困難な箇所は、人力による掘削を行うこと。
- 3 盛土や耕作土等、主に近世から現代の堆積土については、機械掘削を原則とする。ただし、掘削中に土質や色調に変化があった場合は、ただちに作業を中断し、速やかに監督員へ報告するものとする。

(遺構の保護及び清掃)

第33条 乙は、遺構及び遺物等が損壊しないよう、必要に応じて保護用シートやマット等を用い、その保護をしなければならない。

- 2 乙は、対象地の管理を甲へ移管するまでに、業務で発生した廃棄物等の処理は責任をもって適切に行わなければならない。

(調査記録)

第34条 調査記録は、第3条に定めた基準等に基づき作成し、その精度を保持しなければならない。

- 2 乙は、発掘調査日誌を作成し、併せて調査上必要な図面作成及び写真撮影を行わなければならない。

(出土品及び記録図面類の取扱い)

第35条 作業の対象となる出土品及び記録図面類は、委託期間中は乙の責任において管理及び保管しなければならない。

- 2 乙は、調査で得られた出土品、図面等の記録類及び著作権等の権利を一切放棄するものとし、本業務遂行中においても同様であるものとし、甲の許可なく無断で貸与・使用・公表してはならない。
- 3 発掘調査で得られた出土品は文化財であることから、乙は業務にあたっては、損傷・劣化等の事故がないよう十分留意すること。
- 4 出土品の梱包及び輸送は、乙の責任において行うこと。
- 5 出土品及び記録図面等の提出方法は、別紙のとおりとする。

(整理作業)

第36条 乙は、出土品の特性や重要性を理解し、出土品の取扱いについては、万全の注意を払うこと。

- 2 乙は、整理作業を行うにあたり、熊本市内に作業場を設け、適切な環境を整えること。
- 3 整理作業に従事する整理作業員は、主任調査員及び調査員の指示に従って適切に作業を実施するものとする。
- 4 整理作業の方法や使用する道具等については、監督員の指示に基づいたものとする。

(整理作業日誌)

第37条 乙は、業務の作業内容、使用人員等を明記した作業日誌を作成するものとする。

以上